平成２１年（フ）第６２０号
兵庫県西宮市室川町１番21―401号、住民票上の住所兵庫県西宮市津田町２番20―601号
債務者　寺﨑まゆみ
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６６３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番８―1013号、前住所兵庫県西宮市小松南町３丁目３番30号
債務者　小宮　早紀
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６７５号
兵庫県西宮市甲子園五番町12番16号
債務者　佐野　祐美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６８８号
兵庫県西宮市名塩赤坂１番31号
債務者　川口明こと　金　　忠義
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６９３号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目20番27号　大東倶楽部206号、住民票上の住所兵庫県尼崎市東難波町３丁目20番27号　大東倶楽部316号
債務者　児玉　　繁
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６６１号
高知市横浜新町１丁目302番地　横浜市営住宅87号
債務者　松村　光子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６５号
高知市筆山町４番10号　市住10号
債務者　清岡真利子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６７号
高知市大津乙586番地３　山地マンション303号
債務者　山﨑　智和
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５７６号
高知市桟橋通４丁目３番19号　コーポヤマサキⅡ―２Ｆ６号
債務者　齋藤　　彰
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５８３号
高知市神田207番地　県住Ｒ３―10号
債務者　戸田　素美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５８９号
高知市鴨部３丁目32番13号　改住62号
債務者　岩本　俊夫
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９１号
高知県吾川郡いの町清水下分1764番地３、住民票上の住所高知県吾川郡いの町上八川甲7124番地
債務者　川村加津子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９４号
高知県南国市元町３丁目６番14号
債務者　山崎　郁子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８０号
大分県中津市大字上池永435番地７
債務者　高村　照美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０５号
石川県能美市湯谷町ヨ42番地
債務者　藤本　静香
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２４７号
長野市大字鶴賀権堂町2214番地３ローヤルシティ長野1103号、前住所滋賀県近江八幡市加茂町2650番地12
債務者　曽根　正幸
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８８号
長野市篠ノ井小森688番地２
債務者　宮本　安樹
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで　長野地方裁判所民事部破産係